



地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定による大柳大溝西土地改良事業共同施行についての換地処分の公告があった日の翌日から本市内の字の区域を次のとおり変更することについて、静岡県事務処理特例条例（平成11年静岡県条例第56号）の規定により告示する。

平成23年3月30日

島田市長 桜井 勝 郎



1 大字大柳字大溝西に編入する区域

大字大柳字初倉境79の3の一部、79の18の一部、80、81の1の一部、89の一部、90の1の一部、93の1の一部、94の一部